

## 現場計測アプリ「FIELD-TERRACE」利用規約 新旧対照表

(現行)現場計測アプリ「FIELD-TERRACE」利用規約	(改定)現場計測アプリ「FIELD-TERRACE」利用規約
<b>第8条 (機種変更)</b> 1 お客様は、本アプリをインストールし使用している携帯端末(以下「現端末」といいます)の機種変更(現端末の買い替え及び故障による代替え機の使用など機種が変更となる全ての場合をいいます)を行う場合は、必ず現端末にて本アプリのライセンス解除を行う必要があります。 2 お客様が前項の解除手続きを行わず、又は行うことができなかつた場合は、当社に対し、当社が定める方法にてライセンスの強制解除手続きを依頼し、ライセンス解除を行う必要があります。 3 お客様は、前2項により現端末のライセンスを解除し、変更後の携帯端末に本アプリのインストール及びライセンス認証を行うことにより、変更後の携帯端末にて本アプリを使用できるものとします。	<b>(削除)</b>
<b>第13条 (契約の解約又は解除)</b> 1 お客様は、当社が定める解約届に必要事項を記入し記名捺印のうえ、販売代理店等に提出し、当社からお客様への承諾通知をすることで、本契約を解約できるものとします。 2 当社は、お客様が以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、事前にお客様に通知することなく本契約を解除できるものとします。 ① 第12条1項により本アプリが終了した場合 ② 手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなった場合又は差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売租税滞納処分その他これらに準ずる手続きが開始された場合 ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続き開始決定等の申立てがなされた場合 ④ その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合 3 お客様は、前2項により本契約を解約又は解除された場合、契約期間が残存している場合でも、本契約に基づくお客様の権利は失効し、使用期限が満了するものとし、利用料金については以下のとおりとします。 ① 既に支払われた利用料金のうち、残存期間に応じた利用料金の払戻しは行いません。 ② 月額支払で、残存期間分の未払い利用料金がある場合は、当社が定める金額と方法にて、速やかに支払うものとします。 4 当社の理由により本契約を解約する場合は、当社はお客様に対して30日前に通知することにより本契約を解約することができるものとします。なお、契約期間が残存している場合は、当社は利用料金のうち残存期間に相当する金額をお客様に払い戻すものとします。	<b>第12条 (契約の解約又は解除)</b> 1 お客様は、当社が定める解約届に必要事項を記入し記名捺印のうえ、販売代理店等に提出し、当社からお客様への承諾通知をすることで、 <u>契約期間内においても</u> 本契約を解約できるものとします。 <u>なお、解約日は、当社が承諾通知を行った書面に記載の日付とします。ただし、以下の各号に該当する場合は除くものとします。</u> ① 年額一括支払の場合 ② 月額支払において、契約期間開始日より12ヶ月以内の場合 2 当社は、お客様が以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、事前にお客様に通知することなく本契約を解除できるものとします。 ① 第11条1項により本アプリが終了した場合 ② 手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなった場合又は差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売租税滞納処分その他これらに準ずる手続きが開始された場合 ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続き開始決定等の申立てがなされた場合 ④ その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合 3 お客様は、前項により本契約を解除された場合、契約期間が残存している場合でも、本契約に基づくお客様の権利は失効し、使用期限が満了するものとし、利用料金については以下のとおりとします。 ① 既に支払われた利用料金のうち、残存期間に応じた利用料金の払戻しは行いません。 ② 月額支払で、残存期間分の未払い利用料金がある場合は、当社が定める金額と方法にて、速やかに支払うものとします。 4 当社の理由により本契約を解約する場合は、当社はお客様に対して30日前に通知することにより本契約を解約することができるものとします。なお、契約期間が残存している場合は、当社は利用料金のうち残存期間に相当する金額をお客様に払い戻すものとします。
<b>第21条 (協議及び合意管轄)</b> 1 本利用規約に定めのない事項又は本契約の内容に関して疑義が生じた場合は、両当事者は信義誠実の原則に従ってこれを協議し、解決するものとします。 2 本利用規約に関して生じる紛争については、当社の本社を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	<b>第20条 (協議及び合意管轄)</b> 1 本利用規約に定めのない事項又は本契約の内容に関して疑義が生じた場合は、両当事者は信義誠実の原則に従ってこれを協議し、解決するものとします。 2 本利用規約に関して生じる紛争については、当社の本社を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
<b>附則</b> 本利用規約は、2020年3月24日より適用します。 2020年12月15日より一部改定します。 2021年1月26日より一部改定します。 2021年8月24日より一部改定します。	<b>附則</b> 本利用規約は、2020年3月24日より適用します。 2020年12月15日より一部改定します。 2021年1月26日より一部改定します。 2021年8月24日より一部改定します。 <u>2022年2月1日より一部改定します。</u>
以上	以上